



平成24年就業構造基本調査 (奈良県結果の概要)

1 有業者

- ・有業者は643.1千人、H19就業構造基本調査と比べ26.5千人(Δ 4.0%)減少
　　<15歳以上人口は1,209.8千人、7.5千人(Δ 0.6%)減少>
- ・全国の有業者は64,420.7千人、H19就業構造基本調査と比べ1,556.8千人(Δ 2.4%)減少
　　<全国の15歳以上人口:513.6千人(0.5%)増加>

2 無業者

- ・無業者は566.7千人、H19就業構造基本調査と比べ19千人(3.5%)増加
- ・全国の無業者は46,394.4人、H19就業構造基本調査と比べ2,070.4千人(4.7%)増加
- ・女性の無業者のうち、「25歳～54歳」の就業希望者率がH19就業構造基本調査と比べ増加

3 女性の年齢階級別有業率

- ・女性の「30歳～34歳」の有業率が、H19就業構造基本調査と比べ7.1ポイント増加
- ・女性の「45歳以上」の有業率が、H19就業構造基本調査と比べ平均5.4ポイント増加
- ・M字型カーブの底が、「30歳～34歳」から「35歳～39歳」に移行

4 雇用者

- ・雇用者は564.4千人、H19就業構造基本調査と比べ22.3千人(Δ 3.8%)減少
　　<全国の雇用者:265.4千人(Δ 0.5%)減少>
- ・男性の雇用者は19.4千人、H19就業構造基本調査と比べ5.7%減少

5 正規の職員・従業員と非正規の職員・従業員

- ・正規の職員・従業員は、320.6千人、H19就業構造基本調査と比べ24千人(Δ 7.0%)減少
　　<正規の職員・従業員の増減率 男: Δ 8.1%、女: Δ 4.2%>
- ・非正規の職員・従業員は211.2千人、H19就業構造基本調査と比べ9.3千人(4.6%)増加
　　<全国の非正規の職員・従業員:1,528.6千人(8.1%)増加>
- ・非正規の職員・従業員のうち、「派遣社員」は38.1%減少、「パート」は15.2%増加、
　　「アルバイト」は8.6%増加

6 夫婦共働き世帯

- ・夫婦共働き世帯は129.3千世帯、H19就業構造基本調査と比べ1.7千世帯(1.3%)増加
　　<全国の夫婦共働き世帯:248.3千世帯(Δ 1.9%)減少>
- ・夫婦ともに無業の世帯はH19就業構造基本調査と比べ14.6千世帯(22.5%)増加

平成25年10月

奈良県総務部知事公室統計課

[平成24年就業構造基本調査]の概要

1 調査の目的

就業構造基本調査は、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的としています。

この調査は、昭和31年から57年までは概ね3年おき、昭和57年以降は5年ごとに実施されており、平成24年調査は第16回目に当たりました。

2 調査の期日

調査は平成24年10月1日午前0時現在で実施しました。

3 調査の対象

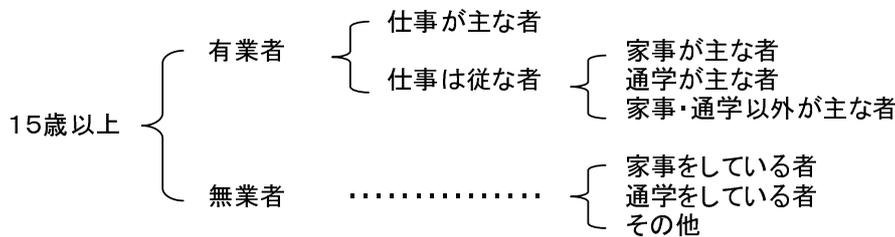
総務大臣が指定する約3万2千調査区について、総務大臣の定める方法により市町村長が選定した抽出単位(世帯が居住することができる建物又は建物の一部をいう。)に居住する約47万世帯の15歳以上の世帯員が対象となり、奈良県では、581調査区の約9千世帯の15歳以上の世帯員が対象となりました。

用語の解説

1 就業に関する事項

① 就業状態

- ・ 15歳以上の者を、ふだんの就業・不就業の状態により、次のように区分しました。



・有業者

ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日(平成24年10月1日)以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者

・無業者

ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者

② 従業上の地位・雇用形態

- ・有業者を次のように区分しました。

ア 自営業主

個人経営の商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家、家政婦など自分で事業を営んでいる者

イ 家族従事者

自営業主の家族で、その自営業主の営む事業を無給で手伝っている者

ウ 雇用者

会社員、団体職員、公務員、個人商店の従業員など、会社、団体、個人、官公庁、個人商店などに雇われている者

正規の職員・従業員……一般職員又は正社員などと呼ばれている者

パート……就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」又はそれらに近い名称で呼ばれている者

アルバイト……就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者

派遣社員……労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者

契約社員……専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある者

嘱託……労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者

その他……上記以外の呼称の場合

なお、上記7区分のうち「正規の職員・従業員」以外の6区分をまとめて「非正規の職員・従業員」として表章している。

エ 役員

会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者